

回 覧

令和 6 年 7 月 1 5 日

該当行政区にお住いの皆様

大分県知事 佐藤 樹一郎（別府土木事務所）
杵築市長 永松 悟 （危機管理課扱い）

土砂災害防止のための現地調査（土地の立入り）に関するお願い

平素より、大分県の公共事業につきまして、ご理解とご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

さて、大分県では平成 1 3 年 4 月 1 日土砂災害防止法の施行に伴い、がけ崩れや土石流といった「土砂災害が発生するおそれのある区域」の現地調査（基礎調査）を下記のとおり実施します。

この調査は、土砂災害の被害を受ける可能性がある範囲を、事前に警戒区域・特別警戒区域として指定し、土砂災害から生命を守る警戒避難体制の整備等を図るための重要な調査です。なお、今回の調査は、対策工事を行うものではありません。

また、調査結果につきましては後日回覧によりお知らせを行い、大分県のウェブサイトで公表するとともに、区域指定を行うこととなります。区域指定後は、別紙チラシのとおり警戒避難体制の整備等が行われます。

なお、現地調査について不明な点、又はご質問等がございましたら、下記担当者へご連絡ください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1. 日 程 令和 6 年 7 月中旬から令和 6 年 1 1 月末頃までの期間のうち約 2 週間
2. 場 所 別紙「現地調査地区 位置図」参照
3. 調査内容 裏面参照

本調査に関するお問い合わせ

担当課 別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 工藤・古川

TEL 0 9 7 7 - 6 7 - 0 2 1 5

調査実施会社 大洋測量設計株式会社 川野 池上

TEL 0 9 7 8 - 3 2 - 4 2 3 4

避難所・避難場所に関するお問い合わせ

担当課 杵築市役所危機管理課 合田・西山

TEL 0 9 7 8 - 6 2 - 1 8 0 2

(基礎調査)

1. 調査の目的

土砂災害から住民の生命を守るために制定された土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにするため、現地調査を実施します。

2. 調査内容について

- (1) がけ（斜面）や溪流及びその周辺の地形等を計測し、スケッチや写真撮影により記録します。
- (2) 調査の実施にあたって、樹木の伐採や杭等の設置は行いません。
- (3) 民地への立入りの際には住民の方に声をかけてから調査を行います。ご不在の場合はそのまま調査を行いますので、ご了承ください。
- (4) 調査員は「身分証明書」を携帯し、本調査の作業員であることを明確にします。

< 斜面構造物の調査状況 >



< 溪流の調査状況 >



< 崖地の調査状況 >



< 土地利用状況の調査状況 >



【現地調査地区 位置図】

今畑自治区(土石流の調査)

